**-\*表３　１９９０年２月（ナミビア）以降、２０２０年１１月（アルジェリア）までに新しく制定された各国憲法（１０５か国）の態様―新しい権利、平和・国家緊急事態対処条項などを中心に**

２０２３年８月末日更新

駒澤大学名誉教授　西　　修

1. 環境の権利・義務・保護　クロアチア、ネパール、キューバなど１００か国（９５．２％）
2. プライバシーの権利　ポーランド、ウクライナ、アンドラなど８８か国（８３．８％）
3. 知る権利　アルバニア、キルギス、ボリビアなど７６か国（７２．４％）
4. 家族の保護　カンボジア、ブータン、アルゼンチンなど８８か国（８３．８％）
5. 政　党　スロバキア、モロッコ、コロンビアなど９２か国（８７．６％）
6. 国民投票（憲法改正を含まず）　エストニア、チュニジア、エクアドルなど９４か国（８９．５％）
7. 平　和　東チモール、コソボ、イラクなど１０３か国（９８．１％）
8. 憲法裁判所　ルーマニア、モンゴル、ジョージアなど６７か国（６３．８％）
9. 国家緊急態対処　スイス、フィンランド、ロシアなど１０５か国（１００％）

＊多くの国に国防・兵役の義務規定あり